山口市地域包括支援センター運営要綱

（目的）

第１条　この要綱は、山口市（以下「市」という。）において、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する施設として、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４６の規定に基づき設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施主体等）

第２条　センターが行う事業の実施主体は、市とする。

２　市は、法第１１５条の４７第１項の規定により、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に包括的支援事業の実施を委託することできるものとする。

（センター）

第３条　センターは、以下のとおりとする。

（１）市が設置した地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）

（２）前条第２項の規定により包括的支援事業の委託を受けた者が、次条に規定する担当地域に設置した地域包括支援センター（以下「地域型センター」という。）

２　センターを設置した者は、法第１１５条の２２の規定に基づく指定介護予防支援事業所の指定を受けなければならない。また、生活保護法第５４条の２第１項の規定に基づく山口県知事の指定を受けなければならない。

３　センターを設置した者は、法１１５条の４６第４項の規定に基づき、市が別に定める業務評価等を活用して、自らが実施する事業の質の評価やその他必要な措置を行うなど、実施する事業の質の向上に努めなければならない。

（設置圏域及び担当地域）

第３条の２　センターが担当する区域は、人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、日常生活圏域との整合性を配慮し、最も効果的かつ効率的に業務が行えるよう、次のとおり設定する。

|  |  |
| --- | --- |
| 設置圏域 | 担当地域 |
| 中央 | 大殿・白石・湯田 |
| 北東 | 小鯖・大内 |
| 仁保・宮野 |
| 鴻南 | 吉敷・平川・大歳 |
| 川西 | 小郡 |
| 嘉川・佐山・阿知須 |
| 川東 | 陶・鋳銭司・名田島・秋穂二島・秋穂 |
| 徳地 | 徳地 |
| 阿東 | 阿東 |

（事業の内容）

第４条　センターは、次に掲げる事業を実施するものとする。

（１）包括的支援事業

ア　法第１１５条の４５第２項第１号に規定する総合相談支援事業

イ　法第１１５条の４５第２項第２号に規定する権利擁護事業

ウ　法第１１５条の４５第２項第３号に規定する包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

エ　法第１１５条の４５第１項第１号ニに規定する介護予防支援事業

オ　法第１１５条の４５第２項第４号に規定する在宅医療・介護連携推進事業

カ　法第１１５条の４５第２項第５号に規定する生活支援体制整備事業

キ　法第１１５条の４５第２項第６号に規定する認知症総合支援事業

ク　法第１１５条の４８第１項、第２項に規定する地域ケア会議推進事業

（２）その他の事業

　　ア　法第１１５条の４５第１項第２号に規定する一般介護予防事業

（配置職員）

第５条　センターには、山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要なものに関する条例施行規則第３条に掲げる職員を配置するものとする。

２　前項に規定する職員は、専門職種ごとに１名は専任とし、他の業務を兼務してはならない。ただし、各専門職種を複数配置する場合で、センターの業務に支障がないと市が判断する場合はこの限りではない。

３　第３条の２に規定する担当地域（徳地、阿東を除く。）において、包括的支援事業の実施に必要な人員は、別に定める。

４　介護予防支援事業に従事する職員については、山口市指定介護予防支援等の事業者の資格並びに事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の規定により必要な人員を配置するものとする。

（職務遂行能力の向上）

第６条　センターの職員は、各業務の重要性を十分に自覚し、事業の遂行に必要とされる技術や資質を高めるために各種研修会等に積極的に参加するなど、職務遂行能力の向上に努めるものとする。

（災害時の対応）

第７条　災害時には、地域の災害活動に協力し、市からの協力要請にできる限り応じなければならない。

（地域ケア会議の開催）

第８条　センターは、第４条第１号クに規定する地域ケア会議として、地域における保健、医療及び福祉の関係機関等との連携調整やネットワークの構築並びに地域における課題の把握及びその解決を図るための会議を開催するものとする。

２　基幹型センターは、全市的な観点から多職種連携のもとに地域課題の情報交換及び課題解決に向けた検討を行う会議及び介護予防・生活支援サービスの必要性の検討や自立支援に資するための支援を行う会議を行うとともに、市が実施する高齢者福祉サービスの利用について、申請代行者及び関係者の参加を求め、サービス利用の妥当性の確認を行うため、包括ケア会議として、個別サービス調整会議を開催するものとする。なお、会議の内容については、市長に報告するものとする。

（地域包括支援センター運営協議会）

第９条　事業の適正な運営及び中立性を確保するため、センターは、次に掲げる書類を山口市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に提出するものとする。

（１）当該年度の事業計画書及び収支予算書

（２）前年度の事業報告書及び収支決算書

（３）その他運営協議会が必要と認める書類

２　第２条第２項の規定による委託を行うに当たっては、運営協議会の承認を得なければならない。

３　第２条第２項に規定する委託を受けた者が、新たに第４条第１号エに規定する事業を実施する場合は、運営協議会の承認を得なければならない。

（山口市在宅支援ネットワークシステムの利用）

第１０条　センターは、高齢者の総合的な支援を包括的に実施するため、市が構築する在宅支援ネットワークシステムを利用するものとする。なお、システムの利用に関し必要な事項は別に定める。

（守秘義務）

第１１条　センターの設置者（設置者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしにその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２２年１月１６日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。